

亀山市告示第46号

亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱（平成30年亀山市告示第92号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100万円を超える場合は、」を「次条の申請書の提出日において、補助金の交付対象者（法人にあっては、その代表者）が女性及び満35歳未満の者であって150万円を超える場合にあっては150万円、これらの者以外の者であって100万円を超える場合にあっては」に改める。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

様式第1号中「登記事項証明書」の次に「及び代表者の住民票」を加える。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。